

摂津市議会

議会運営委員会記録

令和4年11月10日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和4年11月10日(木) 午前10時 開会
午前10時48分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	松本暁彦	委員	安藤 薫
委員	西谷知美	委員	塚本 崇		
議長	福住礼子	副議長	光好博幸		
議員	森西 正				

1. 欠席委員

なし

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 橋本英樹 同局次長 大西健一
同局主幹兼総括主査 香山叔彦

1. 案件

協議事項について

(午前10時 開会)

○村上英明委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、安藤委員を指名します。

それでは協議事項についてです。

お手元の資料、議会運営委員会での協議事項についてをご覧ください。

本資料に記載のとおり、役員改選前の本委員会から四つの協議事項を引き継いでおります。

今日は、これらの協議事項の確認を行うとともに、一部の項目について協議をさせていただきます。

それでは、まず請願・陳情者に対する説明機会の付与についてであります。

本件につきましては、実施に向けて要綱の作成が必要となることから、請願・陳情者の質問時間や出席人数など、運用上において必要となる項目を協議してまいりました。

今日は、改選前の本委員会で持ち帰りとさせていただいておりました、請願・陳情者からの質疑につきまして協議をさせていただきます。

この項目は、前回の協議の中で他市の状況を確認したいとのご意見がありましたので、調査結果を事前にお配りさせていただきました。

まず、事務局から資料の説明を受けたのち、協議をさせていただきたいと思えます。

それでは事務局より説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 それでは、お手元の資料をご覧ください。

本件につきましては、大阪府内で要綱等に規定している団体が3市あり、いずれの

市も請願・陳情者から、委員への質疑を認めていないとのことであります。

その理由としましては3市とも同内容で、委員から請願・陳情者への質疑については議論を深めるため実施しているが、請願・陳情者から委員への質疑は、議論を深めるものではないためとのことでございました。

以上、説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。

それでは、この調査結果を基に、本市の取り扱いについて協議をさせていただきます。

では、各会派よりご意見をお願いしたいと思います。

では最初に、大阪維新の会、塚本委員。
○塚本崇委員 大阪維新の会としましては、請願・陳情者からの委員への質疑は不可とさせていただきたい。これは同じ理由で、請願・陳情者から委員への質問は、場合によっては行き過ぎてしまう可能性があります。委員に対して、あなたはどうするんだという質問が飛んでしまうと、議論にならなくなってしまうので、認めない方向で進めてはどうかと思えます。要綱に記してはいかがかと思えます。

○村上英明委員長 とりあえずご意見として、お聞きをしておきます。

では、民主市民連合の西谷委員。

○西谷知美委員 私たち民主市民連合も、認めていない3市のような形で考えております。

理由も同様で、請願・陳情者から委員への質疑は、議論を深めるために必要ではないと思っているからです。

○村上英明委員長 では続きまして、日本共産党の安藤委員。

○安藤薫委員 私どもは、あえて認めない

ということを要綱に明記する必要はないと思います。

調べていただいた結果、条例等への規定の有無で、13市が規定をされている中で、わずか3市です。議論を深めるものでないためというのも、一概にそう言い切ってしまうといいものなのかどうなのかという疑念が一つ残ります。もちろん請願の審査でありますから、請願の審査から逸脱する質問に対しては、当然その委員会の委員長が審査の流れの中で、そこは行き過ぎているとの判断で制止することも十分可能だと考えるからです。

この間ずっと議会改革の議論が進められてきて、この請願・陳情者からの意見陳述であるとか、説明機会を設けるといって、非常に前向きな改革の議論が進められてきております。あえてどういったものが起きるか分からないようなものに対して、請願者の方への制約を設ける必要が本当に必要なのかどうか。もちろん運用の中で、混乱が生じる事態が実際に起きたとするならば、起きる危惧が高いのであれば、そこは検討する必要があるかと思えます。あえて最初からできないということだけを設ける必要はないと思います。加えて言うならば、今、議会の質疑でも理事者側の反問権が認められています。もちろんこの反問権につきましても、議員側の質問に対して、その意図を聞く反問権に限定はされています。理事者と議会という関係以上に、請願者という一般市民の方は、議会での質問とか、答弁とか、それから行政要望について慣れているわけではございません。そういう点では、理事者の反問権がある以上、一市民の請願者の質問権について認めるというよりは、認めないと明記することはやり過ぎではないかと思うからです。

以上です。

○村上英明委員長 では、自民党・市民の会の松本副委員長。

○松本暁彦委員 自民党・市民の会としましては、まず質疑については認める必要はないということです。

そして、要綱への明記は必要だと我々としては考えております。やはり混乱が生じる場合に、委員長の采配に任せるという考え方もあるとは思うのですけれども、そのときにまた委員長の采配に任せるといふ案件なのか我々としても検討する中で、議論を深めるものではないというところに一つ考えが一致をいたしました。そのため要綱にここは明記をする必要があるのではないかと。もしまた、問題等が生じればその都度規則も必要に応じて改定していければいいのではないかと話もしております。

以上です。

○村上英明委員長 公明党といたしましては、委員長の采配もありますけれども、常任委員会では委員への質疑を認めている、またこの委員会では質疑を認めていないとか、それぞれの委員長の采配というのはちょっとバランスを取る必要があると思えます。請願・陳情者から委員への質疑は認めないということとして、この要綱にも明記をしたらどうかということとさせていただきます。

それでは、日本共産党の安藤委員を除く会派の方は認めない方向で要綱に明記するのご意見だったと思えますけれども、安藤委員いかがでしょうか。

○安藤薫委員 多数の会派が、認めないという意見を表明されていることは受けとめます。

ただ、市民の方が請願をするのは議会に

対してお願いをする、こういうことをやってほしいと地方自治法上認められている権利を行使する。そのために説明機会を設けるという新たな前進も図られることは、摂津市議会として、画期的で、大きな前進を図るものです。そこに制約を最初から設けていくのは、せっきくの説明機会の付与を少し損なうのではないかという思いがあるから、認めないということはやめたほうがいいと申し上げています。議論を深めるものではないと、3市はそういう理由をつけておりますけれど、議論を深めるものでないのかどうなのか、まさしくその請願審査の中で、委員からのいろいろな質問に請願者が答える、紹介議員が答える。かみ合った議論をやっていく中で起こるものであって、当然行政とか議会の仕組みとか、言葉とか慣れていない市民にとって、分からない状態のまま質問を受けて、明確な答弁ができない状況が起きたときに、その質問の意図はどういうことですかと聞き返す反問権は、最初から認めないとしてしまうと、せっきくの説明機会の付与が少し後退してしまうこととなり、よくないのではないかと思います。

やはり委員長が、委員会の審議を総括するわけです。審議の内容についてそぐわないとか、行き過ぎているとかは、当然委員長が全体の流れの中で把握できるというか、しなければいけないことだと思います。最初から質問をすることを認めないとしてしまったら、スムーズに流れるのかもしれませんが、その審査での議論、請願の審査そのものに非常にマイナスになる可能性も十分あります。せっきく説明機会の付与で委員会に出てきた請願者が、疑問を持ちながら説明をしきれない状況のまままで採決に至ってしまうことは決してよ

くないことだと思います。仮に、一人一人に採決の態度を聞かれたとしても、採決は最後にするわけですから、その質問はできないと委員長が制止することは当然であります。それぞれの委員に請願の背景とか、議員の思想信条にまで立ち入って質問することは、請願審査とは関係のないことですから、それも制止することができる。

請願者からどんな質問が議員に対してされるかは、現段階では想定できないことだと思います。想定できないものを勝手にその議論を深めるものでないと決めつけてやらないのは、言論の府である議会がやるべきではない。もちろん、いろいろな運用の中で進めていく中で、大きな問題が仮に発生したとしたら、そこで議論を行って制約を設けルールをつくっていくことではないかと思います。皆さんの再考をお願いしたいと思います。どうでしょうか。

○村上英明委員長 それでは、森西議員どうでしょうか。

○森西正議員 私も安藤委員以外の皆さんと同意見です。安藤委員は認めた上で、運用の中で何かがあったら認めない形を進めればいいのかとの意見です。陳情者・請願者から、そういう質問があれば、今後運用の中で検討していけばいいのではないかというところでの差があると思います。安藤委員以外の方は、認めないとのことですが、運用の中で請願者・陳情者の方から質問をとという声が出てくれば、検討を今後していけばいいかと私は思っています。議会の議員間では、これ以上の質疑をしてはいけないというのは恐らくあるかと思っています。請願者・陳情者が、思想信条にまで立ち入って質疑をされるかどうか。それと、委員長としても、本来はそうならないようにするべきでは

ないのかと思います。安藤委員の言われていることはよく分かりますけれども、安藤委員以外の方のご意見に私は同調させていただきます。

○村上英明委員長 暫時休憩します。

(午前10時16分 休憩)

(午前10時27分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

松本副委員長。

○松本暁彦委員 先ほど来、議論が進められております。書き方について工夫ができないかと考えております。例えば、請願・陳情者から委員の質疑については原則認めない。ただし、括弧書きで委員長が認める場合については許可する。そういう形で反問権といいますか、絶対に否定するものではないという形であれば皆さんの意見がまとまると思いますが、いかがでしょうか。

○村上英明委員長 それでは、文言の精査の関係で事務方としての考えについて、大西局次長。

○大西事務局次長 ただいまの副委員長からのお問いでございます。事務方としましては要綱をつくる際に、原則という書き方をさせていただいて、その下にただし書という形で要綱をつくっていくことは可能でございます。

ただ、今皆さんがご議論いただいている中で、その文言の一言一句を見ていただいております。一度事務局で時間をいただいでつくらせていただき、皆様にご提示させていただいた後に、決めていただければと思っております。

以上でございます。

○村上英明委員長 日本共産党の安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。趣

旨は請願者の説明機会付与で、前進した改革だと理解しております。その上であえて認めないということを書いてしまうことについて、やはり疑義がありました。

副委員長からご提案いただいたように、一定その文言の中で必ずしもやっつけられないではなく、議論を深めるための質疑等について委員長が認める範囲の中で、可能性を残すことでまとめていただけるのであれば、私は今回の件については是としたいと思います。

○村上英明委員長 様々なご意見を賜りました。先ほど副委員長等々からありましたように、この請願・陳情者から委員への質疑については、原則認めない方向の中で、これから文言の整理を含めて、進めていきたいと思っておりますけれども、委員の皆さんはそれでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、そのように決定をいたします。

本件につきましては、運用上において必要となる項目が一定整理できましたので、今後は要綱案を作成してまいりたいと思っております。

なお、この要綱案の作成につきましては、文言の精査に時間を要すると思われまので、一定の作成期間をいただきたいと考えております。これにつきましてはご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、この要綱案を改めて委員の皆様にお示しをさせていただいて、文言の確認をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、個人情報保護法の改正に伴う条例の制定についてです。

本件につきましては、まず事務局より撰

津市議会の条例案について説明を受けた後、質疑をお伺いしたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 それでは、お手元の資料、条例案と条例例の対照表をご覧ください。

本件につきましては、これまで全国市議会議長会から示されている条例例や、Q&Aを用いて説明を行ってまいりました。

本日は、条例例を基に本市議会の条例案を作成しましたので、ご説明をさせていただきます。

なお、条文中の文言につきまして丸々としている部分が数か所ございます。これについては、執行部の条例を引用している部分となります。現時点で執行部の条例案が固まっていないため、丸々と表示させていただいております。今後、執行部の条例案が固まりましたら、改めて条文をお示しさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、条例案の内容といたしましては、大半が条例例と同じ表現となっております。条例例と異なる箇所には下線を引いておりますので、本日はそちらを中心に説明をさせていただきます。

それでは、まず資料9ページ、第12条第2項第3号についてでございます。

こちらは、保有個人情報の利用及び提供の制限に関する条文で、第3号では、提供先の各機関を規定しております。条例案としましては、条例例に記載のある各機関のうち本市で該当するものを記載しております。

次に18ページ、第20条についてでございます。

こちらは、先ほどご説明しましたとおり執行部の条例から引用する部分となりますので、現時点では丸々と表示しております。

次に、資料22ページ、第25条でございます。

こちらは、開示決定等の期限に関する条文で、第1項及び第2項の中で期限が規定されております。

条例例では、期限を30日以内としておりますが、条例案では15日以内とさせていただいております。これにつきましては、現行の本市個人情報保護条例において、15日以内に開示決定を行うこととしていることから、現行どおりの取り扱いとするため、15日以内としているものでございます。

なお、次の第26条については、第25条第1項及び第2項の合計日数となりますことから、条例例では60日以内のところ、条例案では30日以内としております。

次に、資料26ページ、第30条についてでございます。

こちらは、開示請求の手数料等に関する条文となります。

条例例では、1件当たり丸々円としておりますが、条例案では無料としております。これにつきましても、現行の本市個人情報保護条例において、手数料を無料としていることから、現行どおりの取り扱いとするため無料と書かせていただいております。

なお、現行の個人情報保護条例においては、行政文書の写しを交付する際は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担することが規定されておりますことから、条例案第30条第2項においても同様の規定を設けているものでございます。

最後に、資料32ページ、第43条と、資料34ページ、第50条についてでございます。

この二つの条文につきましても、執行部の条例から引用する部分となりますので、現時点では丸々と表示させていただいております。

以上、本市議会の条例案に関する説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 ただいま事務局から説明がありました。質問等があればお受けをいたしますが。

安藤委員。

○安藤薫委員 この議会の個人情報保護条例は、今回新たに制定するものだと思います。既にこれまでの議会運営委員会でも一定の論議をされてきておられるのだろうと思いますので、繰り返しになってしまっただけで申しわけないんですが、基本的なことでお聞きします。執行部の個人情報保護条例については、国の個人情報保護法が改正されたことを受け、来年の4月までに新しい条例をつくると思います。それはまた議会で審議していくことになるかと思えます。これまで議会の個人情報保護については、執行部の条例に施行規則があつて、さらに議会の議会規程で、少ない条文ですけれども、規定され、ほぼ個人情報保護条例と執行部の施行規則に準じていると思います。その内容、今までの内容と今回との違いは、どんなことになっているのですか。今回の対照表は、全国市議会議長会が出されている条例例を参考にされているかと思えます。従来の個人情報保護条例との違いがどんなものになっているのか、それからもう一つ基本的なことでお聞きします。執行部の個人情報といえば、ありとあらゆる情報が集まっております。一方で、議会

における保護されるべき個人情報とは具体的にどんなものが想定されているのか。その点もお聞きしておきます。

もう一点、3点目です。

最後、今ご説明していただいた費用の問題です。手数料を無料とするということがあります。第30条第2項で、かかった実質の費用を負担することが書かれています。負担しなければいけない費用は、例えば複製代、コピー代であるとか、郵送したときの郵送代だと理解していいのか。その3点を教えてください。

○村上英明委員長 大西局次長。

○大西事務局次長 安藤委員の3点のご質問にお答えをさせていただきます。

まず一点目でございます。

今回の改正と、今までと、何が大きく変わっていくのかでございます。

条例自体の中身については、ほぼ変わりはないとご理解いただければと思っております。なぜ今回条例をつくるのかと申し上げますと、国の個人情報保護法の改正によりまして、元来議会は、その枠組みの中に入っていると理解をされておりましたけれども、この法律の中から除外をするという考え方が整理されました。この法律が施行された後に、議会には個人情報保護法が適用されない考え方になっております。そこで各市の議会で、独自で条例を制定して個人情報についての取り扱いをしていこうという流れになっているところでございます。

2点目でございます。

議会の個人情報でございます。いろいろございます。一般的に言われているものと、本市はやっておりませんが傍聴者の方に記名をしていただいている市もございます。そういったものも個人情報

に当たりますし、議員年金とかの情報を我々持っておりますので、そういったものも含まれます。また先ほどご議論いただきました、請願・陳情においても個人の住所、お名前が記入されてございます。そういったものが、この個人情報の中に入ってくると認識をしております。

続きまして、3点目でございます。

費用についてでございます。

先ほど委員からも少しお話ございました。まさにそのとおりでございます、コピー代とか郵送代という実費の部分と認識いただければと思っております。

以上でございます。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。今ご説明いただいたのですが、要は個人情報保護法ができたことに対して、その個人情報保護法から外れますよと。執行部の個人情報保護条例については、改正個人情報保護法を受けて条例はこれからつくっていくと。議会については、それに当てはまらないので、従来の個人情報保護条例の範囲の中といたしますか、ほぼ変わらない状態で独自の条例をつくるという理解をいたしました。私も、また勉強していきたく思いますけれども、個人情報保護法がかなり大きく、これまでの個人情報に関わる規定と変わってきている分野があると思います。個人情報を匿名情報にすることによって、民間への利活用を認めていくといった、個人情報の定義そのものも大きく変えられている分野もあって、不安のある内容かと思っています。改正された個人情報保護法に基づいた執行部の個人情報保護条例と、議会がこれまでの条例の中身を踏襲して、新たにつくる個人情報保護条例とのそごといいますか、そこの違いが出てくるのか

どうなのか。その辺について、今分かっている範囲で分かれば教えていただきたいと思います。

○村上英明委員長 大西局次長。

○大西事務局次長 そごと申し上げますと、ほぼないと認識していただいたら結構です。全国市議会議長会から、この事案について、先ほど香山からも説明がありましたけれども、その中でも、あまり議会と行政側の条例の中身について、そごが出るのは好ましくないだろうと助言もいただいております。我々としても基本的に今の個人情報保護条例をベースにつくっていくと理解をしております。それに合わせた形で議会の個人情報保護条例も検討していただくものでございます。

以上でございます。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 もう一つ確認させていただきたいのは、これまでも、個人情報保護条例の基で議会の規程に基づいて個人情報を管理してこられたと思います。議会では個人情報管理者は、局次長を充てるという規定になっております。現段階でも局次長が先ほどおっしゃった、傍聴者のお名前とか、請願者の住所、お名前とか、もしくは議員の情報であるとか、そういったものを管理されていると。それが継続されるという理解でよろしいでしょうか。

○村上英明委員長 大西局次長。

○大西事務局次長 基本的にそうご理解いただければ結構です。

まず傍聴者につきましては、本市では傍聴者からのお名前などは一切いただいておりますので、その部分については現在も管理する必要はないと考えております。また個人が識別できる、例えば議員年金の名簿等々に関しましては、議会事務局の鍵

がかかるロッカーで保管をしております。

以上でございます。

○村上英明委員長 ほかの委員の皆様、ご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 以上で質問を終わります。

本件については、事務局より説明があったとおり、執行部と調整中の箇所がございます。つきましては、執行部と調整ができましたら改めてお示しさせていただくこととし、罰則の部分については12月上旬に検察庁との協議に入ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議員の長期欠席等に関わる条例の見直しについてです。

本件につきましては、改選前の本委員会で提案者の香川委員より、条例の見直しを検討する上で、議員報酬に係る研修会を開催してほしいとの要望を受けておりました。

また、研修会に講師を呼ぶための新年度予算を確保してほしいとのことであります。これについて、講師を呼ぶための新年度予算につきましては、事務局で精査して予算組みをさせていただいております。また、研修会開催の有無を含めた詳細については、新年度に改めて協議したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、鳥飼まちづくりに関わる特別委員会の設置についてです。

本件につきましては、委員会設置時期を考慮し、新年度に改めて協議をしてまいり

たいと考えておりますけれども、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、そのように決定をいたします。

以上で、本委員会を閉会します。

(午前10時48分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 安藤 薫